

職員の給与改定等について

1 職員の給与改定について

(1) 条例改正に向けた対応

本町の給与について、本年8月の人事院勧告内容に基づき、改正するもの。

(2) 給与改定に係る勧告内容

ア 月例給

(ア) 令和6年人事院勧告に基づく行政職俸給表(一)等の改定によるもの。

(イ) 民間給与との格差(2.76%)を埋めるため、給料表の改正。(※前年0.96%)

(ウ) 民間の初任給の状況等を踏まえた水準とし採用面での競争力を向上させ、人材確保の困難性に対応していくもの。

※大卒程度の初任給を23,800円、高卒程度の初任給を21,400円引き上げ

※医療職給料表(2)及び(3)について、行政職給料表との均衡を基本に改定

イ 期末・勤勉手当

民間のボーナス支給状況を踏まえ年間支給月を0.10月(定年前再任用短時間職員(暫定再任用職員同様)0.05月)増額し、引上げ分を期末・勤勉手当に均等配分

【職員 年間4.50月⇒4.60月】

年 度	6月期	12月期
令和6年度期末手当	1.225月(支給済)	1.275月(現行1.225月)
勤勉手当	1.025月(支給済)	1.075月(現行1.025月)
令和7年度期末手当	1.25月(0.025増)	1.25月(0.025増)
勤勉手当	1.05月(0.025増)	1.05月(0.025増)

【定年前再任用短時間職員(暫定再任用職員同様) 年間2.35月⇒2.4月】

年 度	6月期	12月期
令和6年度期末手当	0.6875月(支給済)	0.7125月(現行0.6875月)
勤勉手当	0.4875月(支給済)	0.5125月(現行0.4875月)
令和7年度期末手当	0.7月(0.0125増)	0.7月(0.0125増)
勤勉手当	0.5月(0.0125増)	0.5月(0.0125増)

ウ 寒冷地手当の改定

民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を 11.3%程度引上げ。

地域区分	世帯等の区分	現行	改定後
芽室町 (一級地)	世帯主(扶養あり)	26,380 円	29,400 円
	世帯主(扶養なし)	14,580 円	16,200 円
	その他の職員	10,340 円	11,500 円

エ 扶養手当の改定

配偶者に係る手当を段階的に廃止し、子に係る手当を段階的に引き上げる。

扶養親族	現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500 円	3,000 円	廃止
子(1人当たり)	10,000 円	11,500 円	13,000 円

オ 管理職員特別勤務手当の支給対象拡大

管理職員の平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大する。

支給対象	現行	見直し後
週休日等以外の日	午前0時～午前5時	午後10時～午前5時

1回当たりの上限額の改正(6,000円を超えない範囲内において規則で定める額)を行う。

カ 定年前再任用短時間勤務職員等の手当支給拡大

「定年前再任用短時間勤務職員」及び「暫定再任用職員」に対し、異動の円滑化に資する手当を新たに支給する。

(ア) 住居手当

(イ) 寒冷地手当

(ウ) 地域手当

(3) 実施時期

ア 月例給、賞与及び寒冷地手当は、令和6年4月1日に遡及し支給。

イ 扶養手当、管理職特別勤務手当及び定年前再任用短時間勤務職員等の手当は、令和7年4月1日から施行。

2 会計年度任用職員に対する勤勉手当導入について

(1) 根拠規定

令和5年5月8日公布による「地方自治法の一部を改正する法律」において、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び処遇改善の観点から、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員で勤務形態により対象となる職員に、令和6年4月1日施行として勤勉手当の支給が可能とされたもの。

(2) 今年度の管内町村における支給状況等

本町を含め3町が令和6年度導入を見送り、4町がフルタイム会計年度任用職員にのみ先行導入、11町村が導入済。

導入済みの11町村のうち、正職員と支給率に差を設けている町村は4町村、フルタイムとパートタイムで支給率に差を設けている町村は2町村となるもの。

(3) 導入に至る課題等

導入に至るには以下の整理すべき事項があり、それらを精査し、制度の見直しを図ったうえで令和7年度から導入することとしたもの。

(ア) 人事評価に基づく成績率の反映、面談の時期及び手法

(イ) 正職員支給率との均衡

(ウ) フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員間との均衡

(4) 影響額

フルタイム会計年度任用職員	12,966 千円	
パートタイム会計年度任用職員	55,341 千円	合計 68,307 千円

(5) 実施時期

令和7年4月1日から施行。